

令和元年9月20日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久 保 田 洋 子	病 院 事 業 管 理 者
児 玉 憲 司	選 挙 管 理 委 員 会 長	木 村 三 紀	農 業 委 員 会 会 長
設 楽 伸 子	総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長	中 田 隆 行	企 画 創 成 課 長
高 林 雅 彦	財 政 課 長	渡 辺 優 子	税 務 課 長
那 須 清 人	市 民 生 活 課 長	土 田 理 一	建 設 管 理 課 長
斎 藤 利 浩	上 下 水 道 課 長	門 口 隆 太	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長
武 田 伸 一	商 工 推 進 課 長	猪 倉 秀 行	さ くら ぼ 観 光 課 長
後 藤 芳 和	慈 恩 寺 振 興 課 長	片 桐 勝 元	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 隆	高 齢 者 支 援 課 長	小 林 博 之	子 育 て 推 進 課 長
眞 木 立 子	会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長	原 田 真 司	病 院 事 務 長
大 沼 利 子	学 校 教 育 課 長	柏 倉 信 一	生 涯 学 習 課 長
小 泉 尚	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
軽 部 修 一	監 査 委 員 長		

○事務局職員出席者

田 宮 信 明	事 務 局 長	東 海 林 茂 美	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第5号

第3回定例会

令和元年9月20日(金)

予算特別委員会終了後開議

再開

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 認第 1号 平成30年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 平成30年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8号 平成30年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9号 平成30年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 10 議第37号 平成30年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 11 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 12 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第13 議第38号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- 〃 14 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 15 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第16 議第41号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 〃 17 議第42号 消費税の税率の改定に伴う使用料等に係る関係条例の整理に関する条例の制定について
- 〃 18 議第43号 寒河江市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 〃 19 議第44号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 〃 20 議第49号 寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について
- 〃 21 議第50号 寒河江市消防団に関する条例の一部改正について
- 〃 22 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 23 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第24 議第39号 令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 〃 25 議第40号 寒河江市印鑑条例の一部改正について
- 〃 26 議第45号 寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 27 議第46号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 28 議第47号 寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 〃 29 議第48号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 30 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 31 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時45分

## 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

### 議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第1、認第1号平成30年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議第37号平成30年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの10案件を一括議題といたします。

- 柏倉信一議長 日程第11、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。  
決算特別委員長報告を求めます。伊藤決算特別委員長。

〔伊藤正彦決算特別委員長 登壇〕

- 伊藤正彦決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号平成30年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成

30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成30年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成30年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第9号平成30年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、議第37号平成30年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

9月9日、委員14名全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、10案件を一括議題とし、議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し採決に入りました。

最初に、認第1号から認第9号までの9案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第37号について採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第1号平成30年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成30年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成30年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について及び認第9号平成30年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号及び認第9号については原案のとおり認定されました。

次に、議第37号平成30年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決及び認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第37号は原案のとおり可決及び認定されました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第13、議第38号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第14、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。渡邊予算特別委員長。

[渡邊賢一予算特別委員長 登壇]

- 渡邊賢一予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第38号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）であります。

9月9日、委員15名全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、議第38号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長の報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入ります。

した。

議第38号の採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 柏倉信一議長** 日程第15、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第38号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第16、議第41号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第21、議第50号寒河江市消防団に関する条例の一部改正についてまでの6案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長** 日程第22、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。佐藤総務産業常任委員長。

〔佐藤耕治総務産業常任委員長 登壇〕

○**佐藤耕治総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、9月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第41号から議第44号まで、議第49号及び議第50号の6案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第41号の審査を行い、次に議第44号、議第50号、議第42号、議第43号、議第49号の順で審査を行うことを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第41号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「災害救護資金の貸付償還は10年で行うものとされているが、貸し付けを受けた方がやむを得ない理由により償還が困難な場合、この条例改正により1年ごと報告書等による手続を行えば何年でも支払いが猶予されるようになったと理解してよろしいか」との問いがあり、当局より「貸付金の償還に関する猶予期間は設けられていません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号寒河江市消防団に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号消費税の税率の改定に伴う使用料等に係る関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「消費税増税に伴う使用料の改定とのことだが、今回据え置いたものはあるのか」との問いがあり、当局より「今回据え置いたのは、市民浴場、チェリーランド、老人福祉センター及び同センターの屋内ゲートボール場、新寒河江温泉給湯関係の使用料となります」との答弁がありました。

委員より「現在建設を進めている市営住宅の家賃への影響はあるのか」との問いがあり、当局より「公営住宅の家賃算出については、国の法律に基づいておりますので、今回改定しておりません」との答弁がありました。

次に、討論に入りました。討論の内容を申しあげます。

委員より「私は、消費税増税に対する怒りに近い憤りが市民にあり、この不況の中で増税は非常に困っていることを一般質問の中で伝えてきた。今の経済状況下での使用料引き上げは、広く薄くという趣旨であるのにしても、その会場を使用せざるを得ない者にとっては非常に困ることになる。使用料の免除規定があるにしても、使用を控える人も出てくると思われる。市民にとって負担増となるこの条例制定には反対する」という旨の反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号寒河江市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「消費税増税があっても使用料を据え置いたものがある。一方で、いこいの森に関する使用料は引き上げられる。どのような経過でこうなったのか教えていただきたい」との問いがあり、当局より「消費税率が8%に改定されたときは、引き上げをせずに据え置きました。しかし、消費税率が10%となる今回、引き上げをしないと管理上問題があることから改定するものです」との答弁がありました。

次に、討論に入りました。討論の内容を申し上げます。

委員より「消費税増税に関して、市民には今の経済状況の中で引き上げられると非常に困るといった反応がある。また、便乗値上げやポイント還元、複数税率、キャッシュレス化によって格差が生じることなどで差別的な利益を受け人、受けない人が出てしまうという問題点がある。これらのことから、改定することによってキャンプ場の利用を控える人が出てくるのではないかと危惧される。このため、この改正には反対する」という旨の反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第23、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。(「はい」の声あり) 渡邊議員に申し上げます。何号議案に対する討論ですか。(「42号と49号です」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。

(「両方とも反対討論です」の声あり)

ほかにありませんか。太田議員。太田議員に申し上げます。何号議案に対する討論ですか。

(「42号です」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。(「反対討論です」の声あり)

そのほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、初めに議第42号反対討論について、渡邊賢一議員の発言を許します。渡邊賢一議員。

[渡邊賢一議員 登壇]

○渡邊賢一議員 社会民主党、市民クラブの渡邊です。議第42号消費税の税率の改定に伴う使用料等に係る関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する反対討論を行います。冒頭、先日関東地方に上陸した台風15号の暴風、豪雨、洪水や土砂崩れ、鉄塔や電柱、樹木が倒れ、家屋の屋根が吹き飛ばされるなど未曾有の甚大な被害に遭われて、大規模停電、断水、電波障害、道路の寸断などライフラインの復旧が進まず、大変不自由な生活を強いられている千葉県の方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、復旧作業中に不幸にも犠牲となられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げます。

さて、私は去る3月の第1回定例会で、勤労市民の格差、貧困、不平等の連鎖をなくし、未来の主役たちにも笑顔で安心して働き生活できる社会のシステムについてと題し、消費税に関する一般質問を行いました。低所得者ほど大打

撃の消費税増税による市民生活への深刻な影響について、何点か市長の御所見を伺いながら、市民の切実な声を訴えさせていただきました。

きょうから10日後の来月1日から、さまざまな課題を置き去りにし、納税者である市民がよく理解されないまま、もっといえば言われるがまま、また特別徴収義務者である事業者がたくさん疑問に答えられないまま、いわば見切り発車されることは、大変な問題であります。反対理由はたくさんありまして、その主なものを3点ほど申しあげたいと思います。

まず、1つ目は消費税増税の目的と本議案の使用料改定の理由についてであります。消費税増税の用途は、福祉目的といいながら、これまでも福祉、医療、介護に向けてきたとは到底考えられません。青天井に膨張した防衛費、アメリカ・トランプ政権の対日圧力に追従した高額兵器購入の拡大、戦争法に基づく専守防衛を逸脱した軍拡計画によって、本県沿岸部も候補地となっている地上配備型迎撃システム、イージス・アショアやF-35Bなど高額の装備を購入。長距離巡航ミサイルJSMやJASSMなどの導入など、第2次安倍政権の発足以降6年連続で増加し続け、過去最大の約5兆2,574億円に上っているではありませんか。

さて、本市の使用料等徴収についてですが、その多くが指定管理者制度による民間業者や団体の皆さんによるものであります。先日の総務産業常任委員会におきまして、今回使用料の改正が行われない施設があることも明らかになりました。市民浴場、チェリーランド、老人福祉施設や屋内ゲートボール場、新寒河江温泉の給湯関係などは改定しないとのこと。こうした重要なことが、この議案だけではわかりませんし、市民初め私ども議員に対する説明や理解が不足してしまっていることも否定できません。まさに国が進める複数税率と同様に、値上げするものと据え置くものに分かれる、わかりにく

い改正内容と言わざるを得ません。

2つ目は、使用料等の引き上げは市民の弱者切り捨ての政策であります。国税でいえば法人税は減税し、大企業に史上最高の内部留保を生み出させ、市民には消費税を増税することは間違っていると、市民の皆さんからも今も悲鳴が上がっております。市民の家計支出が増加して、その結果消費活動を控えて景気が悪くなってしまふ、支出がふえれば必然的に消費活動を抑えようとして、その結果企業の売り上げも落ち込み、景気が減速してしまふ。競争力の低い中小企業は、ついに企業倒産することなどは、悪いことが連鎖してしまふいわゆる負のスパイラルと言われております。増税後には消費が落ち込み不景気になる、企業倒産がふえ、労働者の大量失業は、暗い過去の歴史がそれを証明しているのであります。

本市の施設使用については、子供から大人まで個人・団体の別、施設によっては季節加算や冷暖房加算、電灯使用加算などがありますが、民間の施設と比較にならないくらい低料金で市民がひとしく享受できるものでありまして、これが値上げされれば、残念ながら回数減らしたりしなければならなくなる、使用を控えることにもつながってしまうのではないかと、そう危惧されるのであります。

3つ目ですが、今の経済情勢です。サウジアラビアの石油施設が攻撃され、緊張が高まる一触即発の中東情勢ですが、これから原油価格の高騰によるオイルショックの再来も予想されます。冷え込む日韓関係や米中の貿易摩擦など、マイナス材料が山積しております。

また、先日大変残念なニュースが報道されました。本市の中央工業団地に進出している自動車部品関連企業が撤退あるいはほかの縮小の危機に追い込まれており、そこで働く多くの労働者が失業の不安を抱えているとのこと。

このような景気減速の後退局面の中で、来年

4月から追い打ちをかけるように使用料等が値上げされることによって、市内外の利用者が無料の他の施設に変えざるを得なくなることも予想されます。また、地域経済に悪影響を及ぼすとともに、富裕層に薄く軽く、低所得者ほどずっと高負担となる逆進的な消費税増税、これに追随する使用料の改定に反対する市民の怒りの声が尽きません。

以上、順を追って申しあげました。大変問題のある消費税増税を理由に安易に使用料に転嫁する今回の議案につきましては、私自身、市民の皆様と熟慮に熟慮を重ねてまいりましたが、是々非々の立場で、大変残念ながら反対すべきものと申しあげなければなりません。

議員各位におかれましては、この消費税増税による使用料の改定には、市民の声を踏まえて懸命な御判断をされますよう強く申しあげながら、私の反対討論といたします。

○柏倉信一議長 次に、議第42号反対討論について、太田陽子議員の発言を許します。太田陽子議員。

〔太田陽子議員 登壇〕

○太田陽子議員 私は、日本共産党を代表し、議第42号消費税の税率の改定に伴う使用料等に係る関係条例の整理に関する条例の制定について反対し、討論を行います。

この議案は、政府が消費税を8%から10%に増税することに伴い、一部の使用料を除き公民館などの施設使用料に転嫁し、使用料を引き上げるための条例案です。消費税は、社会保障のため、みんなで支え合う社会をつくるためという目的で平成元年4月1日に導入されました。消費税収入は、社会保障のために使うということでした。この30年、社会保障はどうなったのでしょうか。国民の暮らしは本当によくなったのでしょうか。支え合い、国民全てが豊かに暮らせる社会になっているのでしょうか。よくなるどころか悪くなっているのではないのでしょうか。

消費税の大きな問題点は、所得の低い人ほど負担が重くなる逆進性です。例えば、今回導入される軽減税率を見込んだ消費税の負担率は、収入が1,000万円を超える世帯では3.3%以下となっています。一方、300万円以下では約7%で、ほぼ2倍の負担率になっています。この事実は、消費税の逆進性をはっきりと示しています。

私は、30年以上福祉の仕事に携わってきましたが、利用者も、家族の方、福祉労働者も豊かさを感じることができないどころか、苦しい暮らしを強いられています。障害基礎年金しかない利用者から、利用料を徴収しているのが現実です。私は、消費税を払うたびに、社会保障のためというスローガンには偽りがあると思いつけてきました。

高齢者の福祉についても同じ状況です。以前は何とか2人の年金で生活できていた方々が、年金が減る中、国保税や介護保険料等の負担増などで年金が手元に残らない、その上消費税増税が重くのしかかり、「年寄りの医療費も無料にしてけねか」という声も寄せられています。集めた消費税は本当に社会保障に使われてこなかったことを示しています。

社会保障に回るべき消費税の税収はどこに行ったのか。消費税導入後、2018年度までの消費税の税収は累計で372兆円です。一方、法人税など法人3税は291兆円が減税されてきました。ここから、消費税の税収の多くが輸出大企業を中心とした法人税の減税に使われてきたという現実を見ることができます。

このような状況の中、政府は今回の消費税の引き上げの根拠として挙げているのは、消費が持ち直していると判断したからということ。それでも安倍首相は、景気が後退することを心配し、あらゆる政策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応するとして、年収約250万円未満に当たる住民税非課税世帯と、3

歳児未満児を持つ子育て世帯を対象としたプレミアム商品券の販売、キャッシュレス決済のポイント還元などの増税対策の総額は2兆280億円にも上ります。しかし、これだけの巨費を投入しても、これらの措置が一時的なものであるため、国民の消費への悪影響を取り除くには非常に限定的な効果しかないと言わざるを得ません。また、消費税増税による今年度半年分の税収増は1兆3,000億円です。この税収増を上回る増税対策には、与党議員からも、何のための増税かとの声が出ています。今回の消費税の増税かいかは国民の願いに背いた道理のないものであるかは明らかです。

このような消費税の増税は、市民の消費を落ち込ませ、地域経済に与える影響も大きいと思われる。格差はますます大きくなるのではとの懸念もあります。こうした中、市が市民浴場や市営住宅、チェリーランド、老人福祉センターなどへの使用料への転嫁をしないことは評価できます。また、そのほかの施設使用料への転嫁を今年度はしないことに決めたことも評価できます。ほかの自治体の多くが早々と消費税の使用料の転嫁を決めている中、寒河江市がぎりぎりまで慎重に検討し、一部であれ消費税の転嫁をしないことや、今年度の転嫁もやらないと決めたことは評価できます。

しかし、来年度からは転嫁し、値上げすることになるのは非常に残念であり、反対せざるを得ません。一般会計の施設の使用料等については、消費税を納税する必要はありません。今求められることは、市民の暮らしを第一に考え、市民を応援するため、消費税の増税を施設使用料に転嫁せず、使用料を値上げしないことではないでしょうか。市が市民浴場などの施設について転嫁しないこと決めたわけですから、それをそのままほかの施設にも広げる決断をしてほしかったというのが率直な思いです。消費税の増税は、来年度以降施設使用料に転嫁すること

になる今回の条例改定には反対せざるを得ません。

このことを表明し、本議案に対する反対討論とします。

- 柏倉信一議長** 次に、議第49号反対討論について、渡邊賢一議員の発言を許します。渡邊賢一議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

- 渡邊賢一議員** 議第49号寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正についてに対する反対討論を行います。

この今回の消費税増税による関連施策の矛盾点を申しあげ、本議案に対する反対理由を4点ほど明確にさせていただきたいと思えます。

いこいの森は、高松地区寒河江市大字谷沢字平野山地内にあります、市民が自然と触れ合いながら憩いと遊びの体験ができる施設であります。べにばな国体から3年後の1995年、平成7年10月27日には県育樹祭が行われた記念すべき公園でもあります。夏のキャンプ、秋の芋煮会、ソフトボール、グラウンドゴルフなど、市内外からの利用客でにぎわう人気スポットであります。特に、左沢線や山形自動車道を越えてすぐ大江町に隣接していることもあり、広域的な利用が行われている場所であります。

昨年12月の第4回定例会で、指定管理者の指定が議決されましたが、引き続き指定管理者のいこいの森管理会が施設の管理運営、イベント等を行っております。直近の資料では、2017年度利用実績で件数が710件、指定管理料の協定金額が550万円、利用料金収入が26万6,190円、施設整備委託料が33万4,130円となっております。県のやまがた緑環境税による交付金を活用した県産材の利用普及も行われておりまして、木製テーブルとベンチや遊具、池周辺の木柵、木製階段など、本物の木が持つ温かさ、やわらかさに触れることで、利用者の意識の高揚を図っている、まさに生きた木育スポットでありま

す。また、ため池には多くの釣り人が集い、写真愛好家にも人気のビュースポットであります。

さて、本議案において、キャンプ場利用の多様化に対応した使用料見直し改定につきましては、利用者の実態やニーズに合わせたものでありまして、この部分につきまして特に異議はございませんが、消費税増税による部分、とりわけ前回の消費税増税の際は使用料値上げを見送ってきたこれまでの経過を踏まえ、関連施策の矛盾点を申しあげながら、本議案に対する反対の理由を述べさせていただきます。

まず初めに、学年行事や子供会活動などを初め、さがえっ子たちの木育促進、未来の主役となる児童生徒への先行投資やその保護者への配慮、子育て支援であります。消費税増税とセットの地域消費喚起推進事業、いわゆるプレミアム付き商品券の問題ですが、先ほど同僚議員からもありましたけれども、市民からはまたまたばらまきだとか、不公平だと言われています。1億5,000万円の予算による地域消費喚起推進事業の効果が受けられない市民の救済問題についてであります。対象年齢の線引きで、子供がいるのに対象外になる世帯が出ることにより、対象から外れる3歳以上の子育て家庭にも対象拡大するなど、温かい配慮をすべきではないでしょうかと再三申しあげたところであります。

本議会において議論されてきました議第46号及び議第47号においては、子ども・子育て支援法の改正による教育・保育給付認定として保護者の経済的負担軽減が図られる一方で、少なくとも児童生徒が使用する公共施設の使用料については据え置くべきであります。

また、議第43号においては、森林環境譲与税の創設に伴う本市の森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるための森林環境譲与税基金条例が制定される中で、消費税増税を理由にあえて使用料に転嫁することは必要ないのではないのでしょうか。

次に、2つ目です。高齢化が進む中で、今後増加する高齢者の介護予防など、外遊び利用に対する配慮であります。増税後にポイント還元が受けられない市民の救済について、クレジットカードを持たない人、特に高齢者には恩恵がありません。複数税率の対応について、2020年6月までの増税後の9カ月間は、事実上5つの税率が出ております。キャッシュレス決済でのポイント還元は、中小の小売店で買えば5%相当分、コンビニなどのチェーン店なら2%分のポイントがつきます。どの店で何をかうか、軽減税率の対象になる飲食料品かによってポイント分を差し引いた実質的な消費税率は10%、8%、6%、5%、3%の5つであります。お店で消費するか持ち帰るかによって税率が異なり、とてもわかりづらいと多くの市民から指摘されております。最近では、内税にして価格に左右されないようにするところも出てきています。飲食料品を購入する機会の多い高齢者こそ、本来受けられるはずの恩恵が受けられないケースが多く出てきますが、何らかの救済策を講じていくべきと申しあげてまいりました。少なくとも、年金生活者の市の公共施設使用料について、とりわけいこいの森を利用する高齢者の使用料は据え置くべきものと考えます。

続いて、3つ目、消費税に関しては、特別徴収義務者、商店の事業者等の対応について申しあげましたけれども、多くの店主の方から同じようなことを聞きます。レジスターの更新など備品購入や、キャッシュレス化でクレジットカード会社と提携していく場合、一定の補助金が受けられますが、残りの費用や場合によっては人件費や通信費、関連する諸費用をさらに負担しなければなりません。このままでは、増税された原材料を仕入れ、値上げされた水道光熱費を負担する一方で、価格に転嫁できなくなり、実質自腹を切らざるを得なくなるとおっしゃっています。中には、これを機に廃業を選択しな

ければならないと涙する方もおられます。指定管理者であるいこいの森管理会を初め民間業者や団体の皆さんも同様でありまして、指定管理料の予算こそ引き上げるべきであります。使用料に転嫁せず、新年度予算編成においてそれぞれの協定金額を見直し、大局的に配分していくことこそが優先なのではないでしょうか。

最後に、佐藤市長3期目の公約にもございますが、本市の行財政改革アクションプランのたゆまぬ努力によって財政健全化が図られ、今議会に提案されました2018年度決算において実質公債費比率3カ年平均は8.0%で、前年度対比0.9ポイント低くなっており、経常収支比率89.8%で前年度対比1.5ポイント高くなっています。厳しい財政運営の中で、学校給食の半額無償化や医療費の無料化、市民が主役のさまざまな施策の展開と、成果を挙げれば枚挙にいとまがありません。

しかし、先行き不透明な国内外の経済状況、依然として厳しい地域経済を踏まえ、このような景気減速の後退局面の中で、来年4月から追い打ちをかけるように使用料等が値上げされることによって、自然をこよなく愛する市内のいこいの森利用者が訪れる回数を減らさざるを得なくなる、また他の施設に変えざるを得なくなることも予想されます。本市の移住定住の政策や交流人口の増大に向けた数々の重点施策に逆行するものではないでしょうか。

以上、繰り返しになりますが、大変問題のある消費税増税を理由に、安易にいこいの森使用料に転嫁する今回の議案につきましては、私自身、市民の皆様と熟慮を重ねてまいりましたが、これまた非常に残念ではあります、是々非々の立場で反対すべきものと申しあげなければなりません。

議員各位におかれましては、この消費税増税によるいこいの森使用料の改正には、市民の声を踏まえて賢明な御判断をされますよう強く申

しあげながら、私の反対討論といたします。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第42号及び議第49号を除く議第41号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第43号寒河江市森林環境譲与税基金条例の制定について、議第44号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について及び議第50号寒河江市消防団に関する条例の一部改正についての4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第41号、議第43号、議第44号及び議第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議第42号消費税の税率の改定に伴う使用料等に係る関係条例の整理に関する条例の制定についてを、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議第49号寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第24、議第39号令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）から日程第29、議第48号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてまでの6案件を一括議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第30、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。古沢厚生文教常任委員長。

〔古沢清志厚生文教常任委員長 登壇〕

- 古沢清志厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第39号、議第40号及び議第45号から議第48号までの6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第39号令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護保険給付費準備基金積立金について、今後どのように取り崩していくのか」との問いがあり、当局より「当基金積立金は、第7期介護保険事業計画3年間の中で取り崩し、当会計を運営していく計画です。今年度、来年

度において不足が生じた場合は、この積立金を取り崩すこととなります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号寒河江市印鑑条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この改正により、印鑑登録の際に旧姓での登録が可能になるとのことであるが、旧姓での登録というのはどのような場合を想定しているのか。また、このタイミングでの改正というのは何か意味があるのか」との問いがあり、当局より「これまでは結婚等で姓が変わった際には、新しい姓で印鑑登録をしなければならなかったのですが、改正後は旧姓で仕事や生活を続けたい方が、旧姓で印鑑登録したいという申請があったときにできるようにするものです。改正のタイミングということについては、このたび女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令が改正されることによるものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第45号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の改正には保育所や幼稚園で提供する副食費についての内容が含まれている

ようだが、これまで市では第3子以降に関しては保育料も副食費も全て無料にしていたと認識している。その保育料については、国から補助が出るようになるとのことだが、第3子以降の副食費は今後負担することになるのか」との問いがあり、当局より「副食費の第3子以降の無料化については、継続して実施していく形になります。その部分については、今回の条例改正を受けて改正する要綱の中で定めていくことになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「全国的にもいわゆるひとり親世帯がふえてきているために、このような条例の改正になったと思うが、寒河江市においてもひとり親世帯がふえているという認識でよいか」との問いがあり、当局より「ひとり親世帯の受給者数は、昨年と比べてほぼ横ばいの状況ですが、受給件数と医療費の部分についてはふえている傾向にあります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第31、これより質疑・討

論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第39号令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議第40号寒河江市印鑑条例の一部改正について、議第45号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第46号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第47号寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部改正について及び議第48号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についての6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

6案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第39号、議第40号、議第45号、議第46号、議第47号及び議第48号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時45分

○柏倉信一議長 これにて令和元年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。